

公益信託に関する従前の部会での議論の経緯

第1 第16回信託法部会（平成17年6月3日）

〔部会資料16〕

第70 公益信託について

（前注）

公益信託は、委託者がその所有する財産を一定の公益目的のために受託者に譲渡し、受託者がその財産を管理処分することによって、公益目的を実現するという制度であるところ、民間の資金を利用して公益活動を行うという点において、民法の公益法人と類似の機能を有する制度であり、そのような点を踏まえて、現行法は、公益信託に関して、公益法人に関する規律と類似の規律を置いている。

公益法人法制に関しては、「今後の行政改革の方針」（平成16年12月24日閣議決定）において、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止するほか、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み等について更に具体的な検討を進め、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出することを目指すこととされている（注1）。

上記のとおり、公益信託と公益法人とは、類似の機能及び類似の規律を有する制度であると評価できるから、公益信託法制の改正に当たっては、並行して行われている公益法人法制の改正動向を注視し、かつ、その内容について十分に配慮する必要があると考えられる。

このような観点から、公益信託に関する規律については、公益法人法制の改正の具体的な内容を踏まえた上で、公益法人に関する規律と同様の規律を設けることとするかを含め、所要の検討をしてはどうかと考えているものである。

以下では、公益信託に関する規律について今後検討を要すると考えられる主な事項を挙げる。

（注1）「今後の行政改革の方針」（抜粋）

公益法人制度の抜本的改革

現行の公益法人（民法第34条に基づく社団及び財団をいう。以下同じ。）の制度の抜本的改革については、行政の在り方を見直す観点からも重要であることにかんがみ、現行の主務官庁による設立許可制度を廃止し、21世紀の我が国の社会経済にふさわしい透明性の高い新たな仕組みの構築を目指すなど、「公益法人制度の抜本的改革に関する基本方針」（平成15年6月27日閣議決定）に基づき、改革を着実に実施していくものとする。このため、一般的な非営利法人制度、公益性を有する非営利法人を判断する仕組み、現行公益法人の新たな制度への移行等について、その基本的枠組みを別紙3のとおり具体化し、これに基づき、更に具体的な検討を進めることとし、所要の法律案を平成18年の通常国会に提出す

ることを目指す。

1 公益信託の設定に関して検討を要する事項

主務官庁による引受けの許可制（現行法第 68 条，以下「許可主義」という）を維持することとするか否か。

<説明>

現行法は、「祭祀，宗教，慈善，学術，技芸其ノ他公益ヲ目的トスル信託」を公益信託とし，公益目的（公益性）については，主務官庁が引受けを許可する際に判断することとしている（第 66 条及び第 68 条）。

この許可主義は，公益法人の設立にも採用されているところ（民法第 34 条），公益法人法制の改正においては，許可主義を見直し，民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて，一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みを創設することとされている。

そこで，公益信託の引受けについても許可主義を改める必要があるのではないかが問題となる。

この問題に関しては，先述のとおり，公益法人と公益信託とは，いずれも民間の資金によって公益活動を行うという点で類似の機能を有する制度であり，現行法の下でも，公益目的（民法第 34 条，現行信託法第 66 条参照）やいわゆるシ・プレ原則（民法第 72 条第 2 項，現行信託法第 73 条参照）など類似の規律が採用されていることによれば，公益法人の設立に関する規律と平仄を合わせて，許可主義を廃止することが相当ではないかとの見解があり得る。

他方で，このような見解に対しては，①公益法人には法人格があるのに対して公益信託それ自身には法人格がないなど，公益法人と公益信託とは異なる性格を有する法制度であること，②公益信託については，公益法人について改正の必要があるとして指摘される問題は特に顕在化していないと考えられることなどによれば，許可主義を廃止するか否かについて，両者の間で差異を設ける余地もあるのではないかとの見解があり得る。

以上の点について，どのように考えるべきか。

2 公益信託の監督に関して検討を要する事項

主務官庁が公益信託を監督する旨の規律（現行法第 67 条）を維持すべきか否か。

<説明>

現行法の下では，公益信託は主務官庁の監督に属することとされ，主務官庁は，必要があると認めるときには，いつでも受託者の信託事務処理について検査をすることや，財産の供託その他の必要な処分を命じることができるとされている（第 67 条及び第 69 条第 1 項）。（注 2）

他方，公益法人においても法人の業務は主務官庁の監督に属するところ（民法第 67 条第 1 項），公益法人法制の改正においては，公益性の判断主体が，事業報告書等の定期的な提出，報告徴収・立入検査，命令，公益性判断の取消しその他必要な監督上の措置を適切に講ずるという方向で制度を検討することとされている。

公益信託の監督について、公益法人の監督に関する規律と同様の規律を設けることとするか否かという問題については、公益法人に関する監督のあり方の具体的な内容が明らかになった時点で検討することが相当ではないかと考えられるが、公益信託の引受けに関して許可主義を廃止するか否かという問題と同様、公益法人法制の改正内容と平仄を合わせるべきではないかという見解と公益信託独自の規律を設けるべきではないかという見解とがあり得る。

以上の点について、どのように考えるべきか。(注3)(注4)(注5)(注6)(注7)(注2) 現行法は、職権で信託条項を変更でき(第70条)、また、やむを得ない理由があるときは受託者の辞任を許可することができる(第71条)など、公益信託に対する主務官庁の関与を規定している。

これらの規定についてその趣旨を維持するか否かについては、公益信託の監督のあり方をどのように考えるかという論点と深く関連する。

そこで、公益法人法制の改正の具体的内容を踏まえてなお検討するものとする。(注3) 現行法の下では、主務官庁の監督に加えて、信託管理人が受託者を監督することとされている(第72条、第8条第1項)。

この信託管理人に関しては、現行法を前提とする限り、主務官庁を除き、公益信託の受託者を監督する唯一の主体であるから、委託者が意図した信託目的の実現及び公益信託から利益を享受する者(以下「利益享受者」という。)の保護のためには、信託管理人を必置とすることが相当ではないかとの指摘がある。

この点については、公益信託において主務官庁による監督制を維持すべきか否かという上記の問題と密接に関連するから、現時点で明確な方向性を示すことは困難である。

しかし、主務官庁(あるいは他の監督機関)によって公益信託が監督される場合には、このような監督に加えて、信託管理人を必置とするまでの必要性はないように考えられるかどうか。

また、仮に、公益信託の受託者に対して、委託者(相続人を含む。以下同じ。)や利益享受者の監督を肯定した場合には、さらに信託管理人を必置とする必要性は減少すると考えられるが、この点についてどのように考えるべきか(注4)。

(注4) 公益信託においては、通常、当該信託から利益を享受する者(いわゆる受給権者)が存在する。そこで、これらの者に対しても、私益信託における受益者が有する共益的権利の全部又は一部を付与することによって、受託者の信託事務を監督することとしてはどうかとの見解があるが、このような見解についてどのように考えるべきか。

また、委託者は自己の財産を拠出して公益信託を設定した者であるから、受託者が適正に信託事務を処理しているか否かについて深い利害を有しているものと考えられる。そこで、私益信託の委託者に認められる限度において、公益信託の委託者にも受託者を監督する権限を付与してはどうかとも考えられるが、このような見解についてはどのように考えるべきか。

(注5) 公益信託については、受益者に相当する者がいないために受託者に対する監督が十分ではないとの観点から、私益信託と比較して、受託者の義務を厳格にすべきである(受託者の義務の一部について、私益信託の受託者に対してはない強行規定を設けるべきであ

る)との考え方があることを踏まえて、公益信託における受託者の義務や権限違反の効果については、公益信託の受託者に対する監督のあり方、私益信託における受託者の義務等に関する規律を踏まえて、今後さらに検討するものとする。

(注6) 現行法第69条第2項は、公益信託の受託者が毎年1回一定の時期において、信託事務及び信託財産の状況を公告することを要する旨規定している。

この規定は、公益信託に関する情報を一般に公開し、公益信託の適正な運営を確保するとの観点から意義のある規定だと考えられるから、当該規定の趣旨を維持する方向で検討するものとする。

なお、現行法の下では、「公告」の具体的な方法が明らかでないために、運用上疑義が生じているとの指摘がある。そこで、公告の方法を具体化する方向で検討することとする。

(注7) 現行法第72条は、私益信託において裁判所が有する権限(第8条第1項・第3項、第22条第1項ただし書、第47条から第49条)は、公益信託については主務官庁に属するものとしている。しかし、主務官庁が信託管理人を改任することや、これらの者の辞任の申し出を許可することについては、現行法令上明確な規定がないために実務上疑義が生じているとの指摘がある(私益信託において裁判所が上記の権限を行使できることについては、非訟事件手続法第71条の4及び5参照)。

また、非訟事件手続法第71条の4の規定は、裁判所が選任した信託管理人に関する規定であると解されるから、仮に、公益信託について上記の規定が準用されるとしても、信託行為の定めに基づいて選任された信託管理人を主務官庁が改任できるかについては消極的に解さざるをえないと考えられる。

そこで、これらの現行法上の問題点も踏まえつつ、所要の規定を整備するものとする(私益信託の信託管理人については、第47参照)。

3 以上のほか、公益信託の終了、公益信託の終了時の財産の帰属先等に関して、所要の規定を整備するものとする。(注8)

(注8) 現行法第73条は、①「公益信託が終了したこと」及び②「信託財産の帰属権利者がいないこと」という2つの要件を満たした場合には、主務官庁は、信託の本旨に従って、類似の目的のために信託を継続させることを認めているところ、この規定は、公益のために一度供された財産は、出捐者である委託者の意思に反しない範囲内で、最大限にその効用を発揮させるべきであるとの考えに基づくものであると解されている。

このような考え方は正当であると考えられるから、当該規定の趣旨を維持することとするが、委託者の意思に反しない方法としては、類似の目的を有する公益法人や公益信託に残余財産を帰属させることも考えられるから、現行法が「類似ノ目的ノ為ニ信託ヲ継続」させることに限定しているのは狭きに失するのではないかと考えられる。

そこで、類似の目的のために信託を継続させる場合に加え、「主務官庁」の判断により、類似の目的を有する公益法人又は公益信託に残余財産を帰属させることをも認めてはどうかと考えるが、どうか。

〔議事録〕

- それでは、公益信託について簡単にご説明いたします。

公益信託につきましては、今年の秋以降、当部会において公益信託に関する法改正の内容について本格的に審議いただきたいと思っておりますが、それに先立ちまして、公益信託制度のあり方に対する基本的な骨格となる部分について、改正の方向性についての当面の意見を賜りたいとの趣旨に基づく問題提起でございます。

(前注)に書いてございますとおり、公益信託と公益法人とは類似の機能及び規律を有する制度でありますところ、公益信託法制の改正に当たっては、並行して行われている公益法人法制の改正動向を注視し、その改正の具体的内容が相当程度固まったところを踏まえた上で、公益法人に関する規律と同様の規律を設けることとするかを含めて検討していくことが適当であると考えております。

このような観点を踏まえつつも、今後、公益信託の規律を考えていくに当たり当面念頭に置いておくべき最も基本的な事項として、次の2点を挙げるができると思われま

す。

第1は、公益信託の設定に関し、現行の主務官庁による許可制を維持すべきか否かという点でございます。

公益法人法制の改正においては、許可主義を見直し、民間の有識者から構成される委員会の意見に基づいて、一般的な非営利法人について公益性を判断する仕組みを設けることとされております。この点については、公益法人と異なり、公益信託には法人格がないこととすとか、公益法人の許可制について、問題視されているような弊害等については、公益信託では特段指摘されていないと思われること等の事情の違いがあることをかんがみますと、公益法人と公益信託とでは必ずしも平仄を合わせる必要はないとの見解もあり得るものの、類似の機能を有し、類似の規律が採用されている公益信託についても、公益法人の設立に関する規律と平仄を合わせて許可主義を廃止すべきではないかとの見解が有力でございます。

もう一つは、今の延長線にある問題でございますが、公益信託の監督に関し、主務官庁が監督する旨の現行の規律を維持すべきか否かという点でございます。

公益法人法制の改正においては、公益制の判断主体が必要な監督上の措置を講ずるとの方向で制度を検討することとされております。この点につきましても両様の見解が信託についてはあり得るわけですが、公益法人法制の改正内容と平仄を合わせるべきであるとの見解が有力であると思えます。

この2点について、当面の考え方をお聞かせいただければ大変ありがたいと存じます。

なお、以上のほか、公益信託の終了ですとかその後の財産の帰属先の問題、あるいは(注)において指摘した各論的な問題についても、御意見があれば賜りたいと思っております。

- それでは、御意見をお願いいたします。
- 目的信託の議論と公益信託の議論は、当然連続的な議論でして、現在、公益信託が狭いがゆえに、非常に公益性が強いところの非公益的目的信託の必要性がありまして、ただ、では公益信託の幅を広げれば目的信託は要らないかという、そんなことはなくて、やはり公益信託の幅も広げていただいて、課税の方は課税の方でまた検討されればいいと思うので、公益信託は狭く、場合によっては目的信託ももしかしたら制度的に難しい

ということになりますと、やはりこれだけの資産、財産の承継ということを考えているときに、有効な形で財産の処分というか、承継ということができなくなってしまうので、今の議論だけからしますと、公益信託の許可主義ということが、やはり問題ではない。いわゆる広げてほしいというような意見です。

- 税務問題は、今、政府税制調査会でやっておりまして、近々報告が出ると思いますが、ここはそれを切り離した形で、制度論なんですけれども、主務官庁制という問題と許可制という問題と2種類の問題があると思います。

主務官庁制に伴う弊害というのが、例えば縦割り行政に伴う弊害というものをやめるにはどうしたらいいかというので、第三者機関による判定というスキームが出ているんだと思います。それが公益法人と公益信託とで、現在の主務官庁制に伴う問題が多いのか少ないのかというのは、これは事実の認識の問題で、よくわかりませんので、それに伴ってということになりますが、しかし、法人の方を主務官庁制をなくすのに信託だけ残すというのは、どうも何かうまくいきにくいのではないかなという感じがいたします。

それからもう一つ、許可制の問題なんですけど、公益法人の法制では2段階を考えていて、準則主義で非営利法人を直ちに設立することができて、その上で、第三者機関の判定を受けたものを公益性のある法人と判断しようという、こういう2段階になっていると思います。それを信託の方に持ち込むとしますと、第1段階に相当するものが何なんだろうかということがはっきりしません。

そこで、ひょっとしたら目的信託というのが第1段階であって、その上で、公益性を第三者機関なりが認定したものが公益信託になるという、そういうスキームが考えられます。しかしながら、目的信託を導入するかどうかについては先ほど来、議論もありましたし、仮に導入するとしても、目的信託に対する規律と、それから公益信託に対する規律とは相当違ってくるのではないだろうか。非営利法人の上に公益法人を抽出するというのとは、ちょっと違ってくるのではないかという気がしますので、今のような2段階のスキームがうまく組めるだろうか。もし組めないとする、むしろ一段階にしてしまつて、その第三者機関が公益信託の設定について、許可ではなくて、何というんでしょうか、認定というんでしょうかーをするというようなワンステップも考えられるのかなと思います。

いずれにしても、公益法人法制の方がどうなるかというのは、まさに今、詰めていらっしゃることだと思いますので、それを見た上だということになると思います。

あと、細かい点で1つだけなんですけど、3番目の残余財産の帰属先について、これは現行の制度を維持しようというような御提案かと思うんですが、現行の制度は、帰属権利者がいないことが前提になっていて、そうすると、委託者が帰属権利者を自由に決めることができるということが前提になっていると思います。私はそれでいいと思うんですが、公益法人法制の方でそのようになるのかどうか、よくわかりませんが、そこの整合性、バランスというものも問題になるかなと思います。

- 先ほど申し上げましたように、目的信託については必ずしも賛成ではないんですが、それはちょっと置いておきまして、仮に目的信託を入れたときに、チャリティーコミッションみたいなものをつくる制度にしたときに、それは何を意味するんだろうかという

ことが、〇〇委員のおっしゃったことと関係しているんですが、すごく気になります。

つまり、法人制度におきましては、第三者機関が認めなければ法人になれないわけであって、法人格を取得できないんですね。違うんですか。

- 法人格は取得できます。非営利の法人格。
- では、同じなんですか。
- 非営利の法人格を取得できて、あとは税の優遇措置がくっついてくるかとか。
- では、パラレルで考えていいのかもしれないんですが、先ほど〇〇委員の発言にもありまして、そうかなと思いつながら私、聞いていたんですが、仮に税の優遇措置に関してはまた別個の基準で考えて、チャリティーコミッションが考えるのは公益法人の認可の問題である、そしてそれは広く認めていこうという話になりましたら、何を認めるんだろうかというのがすごく気になるんですね。

もしそれを認めてもらえなくても、目的信託として生き残るわけですね。そして、今までは、認めてもらうというのは、恐らく受益者が確定していなくても信託として成立することを認めてもらうとともに、税法上の優遇措置を受けられるということも認めてもらうということだったんですが、今度チャリティーコミッションみたいなものをつくったときには、何を認めるのかが気になります。

2点目、これは小さな話なんですけど、全体の規定の仕方なんです。

公益信託の終了時の規定とか、いろいろな規定というのが、「こういうふうな定めをしておかなければコミッションによって認可されませんよ」という話として規定していくのか、それとも「コミッションで認可されるとこういうふうになりますよ」というふうに規定していくのか、2通りの規定の仕方があると思うんですね。後者の規定の仕方というのは、ある意味ではすごくおかしいような気がいたしまして、例えば、帰属権利者みたいなものがどこそこになりますという規定が仮にあったとしますよね。しかるに、私人を帰属権利者として指定している申請が出てきて、それを公益信託としてチャリティーコミッションが認めて、しかし強行規定が適用される結果、帰属権利者が公の主体になるというのは、何か非常に持ってまわったやり方で、変な気がするんですね。

そうすると、結局、認められるためには何が要件になっているのかという書き方をした方が素直なのではないかという気がいたします。

後者は全くもって思いつきであり、議論すべきような話ではないと思いますが、ちょっと前者のことが気になります。

- 法人の制度とこっちで本当にパラレルかどうかというのはよくわかりませんが、法人の方は、恐らく法人の類型としては、もう非営利法人しかないんですね。ですから、こっちで言う目的信託、受益者がいない信託というものしかない。あと税の優遇措置がくっついてくるためには、目的が公益であることを認定してもらう、法人の場合ですと。そうすると、重要なねらいは、課税当局が判断するのではなくて、何とか委員会というところでもって公益性を認めると、税の優遇措置がくっついてくる、それは大体よろしいんですか。税の方は今、議論しているかもしれませんが。

それは後で補足していただくとして、そこにだから公益性を認定するということの独自の意味があると、少なくとも当初は考えておりました。ですから、信託も同じような

形がとれるのかどうかということですね。

もう一つ、さっき気になったのは、仮に信託の方では、やはり公益信託という類型が必要なので、「公益信託」という言葉は積極的に使って信託の中に置いておく、諸外国にも公益信託というのがありますから、ちょっとそこで法人と違う形をとって、ただ、そこで言う公益信託というものについて、さらに2つの考え方があり得て、税の優遇措置と連動するかどうかというのは、これは一応切り離した上で、要するに、プライベートなというか、今で言えば許可主義の、許可を受けない公益信託というものを、とにかく一定の要件を規定した上で認めるという法制度をとるかどうかですね。

例えば、帰属権利者というのは公益団体とか、要するに私人ではいけないとか、そのルールがいいかどうかは別として、幾つかの要件を定めて、その要件さえ満たしていれば、あとは公益目的で受益者がいないというタイプの信託を認める。その上で、信託法としてはそこまでやって、あとその信託が本当に税の優遇措置を受けるかどうか、これは外の、先ほどの主務官庁に相当するような何とか委員会とか、そういうものに任せる。そんな仕組みが、考えようと思えば考えられるんですね。

税のことも含めて、〇〇委員から補足していただけますか。

- 税につきましては、方向性としては、第三者機関が公益性を認定すると税の優遇をそのまま自動的につけるという方向の議論になっているということは、新聞でも既に報道されているとおりでございます。ただ、最終的にどうなるかは、あと二、三回の審議を経まして、近々正式な形で公表されると思います。

制度論につきましては、今、〇〇委員がおっしゃいました、認定されない、認定前の公益的あるいは広い意味での公益的な信託というものをどう位置づけるのか、それをさっき出てきた目的信託の重要な一部分として位置づけるのか、それとも公益信託の予備軍といいますか、準公益信託のようなものを考えるのか。その準公益信託的なものと、それから流動化目的のための目的信託とを一括りにするのか別に考えるのか、そのあたりかと思えます。

- 〇〇委員が最初に発言されたこととほぼ同意見なんですけれども、ちょっとつけ加えたいこともありますので、発言します。

1と2については、私の意見としては、どちらも主務官庁による許可制は廃止し、そして主務官庁による監督も廃止すべきだと思います。それに代わるものとしては、公益信託として何を考えるかというところが問題ですが、基本的には、非営利法人法制に付随する公益性認定の仕組みに合わせるべきだろうと思います。

理由ですが、社団法人とかも非営利法人法制に入ってきますので、一般化すると少しぼんやりぼやけてくるかもしれませんが、具体的に公益信託と比較すべきは、現行の民法上の財団法人だろうと思います。現行の公益信託と民法上の財団法人は、ほぼ類似する目的のための社会的な存在であって、そして、民事法上の仕組みが違うけれども、他方で主務官庁による許可と監督という点は共通したものだのように思います。したがって、寄附行為をする者、あるいは公益信託の委託者になる者は、どちらを選ぶかというのは、基本的に民事法的な規律に着目して、コストの面とか安定性の面とか、そういうことでどちらかを選択してきたのではないかと思います。それはそれで適切なこと

だったのではないかと思います。

したがって、民法上の財団法人に代わる制度が、非営利法人制度の中の公益性認定を受ける財団法人型のものになる。そこでは新設される委員会で公益性認定を受けるということになり、そして監督も、恐らくその認定の更新とかに絡む形で委員会がするというつくりになるのであれば、他方で公益信託については、これまでの縦割り、主務官庁制の許可制、監督制を残しておくというのは、公益信託の委託者、そして財団法人の寄附行為者になる者がどちらを選ぶかというときに、民事法的な規律だけでなく、別の、今までは存在しなかったノイズというんでしょうか、それでどちらが自分の考えていることがより実現しやすいかということ判断しなくてはならなくなって、恐らく今後は、こういう制度がこれまで以上に広く社会で使われることがよいと思いますので、そのためには無用な、あるいは有害な障害になってくるだろうと思います。

したがって、30ページのところには、公益法人にはいろいろ問題が指摘されてきて、今、改革になっているけれども、それと同様の問題は公益信託には果たしてあつたらうかということではありますが、たとえなかったとしても、制度の平仄を合わせないということが問題になる、そういうふうを考えるべきだと思います。

その次ですが、ここがちょっと〇〇委員もおっしゃっているところであり、私もよくわからないところなんです、そうすると、公益的な信託をつくらうとして、受益者は特定していない。しかし、新設される委員会で公益性認定を受けなかったときに、どうなるのかという問題なんだろうと思うんです。〇〇委員もおっしゃっていた問題だろうと思うんですが。

それは、信託としても成立しないというのは一つの答えだと思うんですが、しかし、それは恐らく適当な答えではないのではないかと思います。では、それが第69の目的信託そのものなのかどうかは、目的信託についての私の意見が定まらないのでよくわからないんですが、しかし、公益性認定を受けられなかった信託であって、受益者が確定していないのは、それで信託として無効になってしまう、そういう制度にはすべきではないのではないかと思います。

- 今、最後におっしゃった点につきましては、法人法制の方で非営利財団法人をつくることになるかどうかはまだ決まっていらないだと思いますけれども、それとのバランスも考える必要があるのではないかと思います。
- 非営利財団の方は比較的、これもいろいろな意見があつたわけですがけれども、広い非営利財団を考える。要するに、ここで言う目的信託的な非営利財団というものと、それから、今、〇〇幹事が言われたのは、本来、公益的なことをねらっているのであって、そういう意味では、公益とはちょっと違うということ意識しつつ、非営利の目的信託なり、あるいは目的財団、そういうものとはちょっと違うんですね。ですから、恐らく3つぐらい円があつて、認定を受けられるであろう公益信託と、その周辺にあつて、公益なんだけれども認定を受けられない、あるいは認定を受けないでやっていきたいという場合もあるかもしれませんね。それからもっと外の、本当の非営利の、公益でない非営利のもの。

どこまで認めるか。財団法人の方もどこまで認めるか、そういう議論がいろいろ関連

していて、信託も基本的には合わせた方がいいんだろうと思いますけれども、信託は信託で独自の、許可制とか主務官庁制については、これはもう完全に合わせた方がいいと思いますけれども、どの範囲でもって信託を認めるかということについては、あるいは信託独自の考え方があり得るかもしれない、そんなふうに思います。

- 公益信託、目的信託でもいいんですけれども、事業型ということが考えられると思うんですね。要するに、単に財産を管理して奨学金のように寄附するという単純型ではなくて、何か、財団法人に近いものかもしれないけれども、私も財団法人の理事やっていますけれども、やはり財団法人というのは寄附行為が変更できないという大きな、致命的な問題も抱えていますから、信託の柔軟性ということは非常に重要ですから、パラレルではあるけれども、信託のよさというものはある。そうすると、財団法人がやっているような事業型ということも考えられるという。

あと、目的信託でも公益信託でもそうですが、その担い手ですけれども、受託者。信託銀行が財産管理機能とか安全性、信用力という意味ですぐれているということは、これまでの歴史が証明するところでありますけれども、公益信託にしる目的信託にしる、その内容によっては、場合によっては、あとNPOみたいなところは適切かもしれませんし、ある程度紛争含みであれば――紛争含みと言うと適切ではありませんけれども、法律関係ということにおいては、また個人的な信頼という意味においては、手前みそですみませんけれども、弁護士とか弁護士会というのが適切である、かように思いますから、そういう担い手がどうあるべきかということも、今後の論点としてぜひ検討していただきたいと思います。

- 担い手は、実際問題として非常に重要な問題ですね。
- 公益信託それ自体というよりは、その場合の裁判所の関与という問題について若干申し上げておきます。

公益法人において監督のあり方がどうなるのか、まだ全く、ある意味で十分詰まっているわけではないので、どのようになるのかわからないということが前提ですが、ただ、公益性の認定を初めといたしまして、やはり公益的な観点からの監督というものがあります。その上は、その部分を裁判所が担うということは、実際上も、それから政策的に言っても不適當であって、そういうわけにはいかないだろうということだけ申し上げておきたいと思います。

そういう意味で、公益信託における裁判所の関与というものは、なるべく最小限、それがあるとしてもなるべく最小限のものとしていただく必要があろうかなと考えているところでございます。

- チャリティー委員会みたいなものができるのであれば、それということも考えられますよね。

公益信託についても、まだまだ議論はあると思いますが、何分法人制度の方の影響を非常に受けるもので、こちらで先行するわけにもいかないところがあります。――ということで、このぐらいで一応終えるということでもよろしいでしょうか。

では、今日は長い時間どうもありがとうございました。

第2 第26回信託法部会（平成17年12月2日）

〔部会資料25〕

第70 公益信託について

要綱試案では、「公益信託について、主務官庁制を廃止するものとするかどうかについては、公益法人法制の改正の動向を踏まえて、なお検討するものとする。」としていたが、パブリック・コメントに寄せられた意見では、公益法人法制の改正の方向性と平仄を合わせて主務官庁制を廃止することが相当であるとの意見が多数を占めた。

公益信託は、民法の公益法人（特に財団法人）と類似の社会的機能を有する制度であり、現行法は、両者の社会的機能の類似性かんがみて、公益目的の例示内容等について、公益法人に関する規律（民法第34条・第67条）と同様の規律を置いている。両者の社会的機能の類似性等によれば、その監督の在り方を全く異なるものとするのは制度間のバランスを害し、民間の資金を利用した公益活動の健全な発展・促進を阻害するおそれがあると考えられる。そこで、公益法人制度との均衡及び民間の資金を利用した公益活動の円滑な発展・促進の観点から、公益信託についても、主務官庁制を廃止することが相当であると考えられる。

〔議事録〕

- それでは本日の議事の順序でございますが、まず1つは、今日机上に置いてございませとおり資料差しかえてございまして、本日は、この全部で8項目。それから前回の積み残しというのが若干ございまして、公平義務の問題と、受益権取得請求権の問題と、それからいわゆる登記制度の問題と、この3つを併せて今日やっていただければと思っております。

あと1つ、念のためでございますが、利益吐き出し責任のところは、資料は前と全くかわらないものでございまして、後ほど簡単に御説明しますが、前は必ずしも十分時間がなかったというせいもあって、事務局の方でもまだ結論をどのようにするかというのを十分検討できていないところでございまして、今日、いわばより深くフリーディスカッションいただきたいと思っております。

最初に、公益信託の問題でございますが、御説明をさせていただきたいと思っております。

パブリック・コメントにおきましては、公益法人法制の改正の方向性と平仄を合わせて、現行法の主務官庁制を廃止することが相当であるという意見が大勢を占めております。

確かに公益法人と公益信託の規律及び社会的機能の類似性かんがみますと、民間の資金を活用した公益活動の円滑な発展を意図すれば、公益信託についても主務官庁制を廃止することが相当と考えるものでございます。

もっとも、公益信託法制の改正に当たりましては、公益法人法制の改正の動向、特にその具体的内容を踏まえた慎重な作業が要請されるところでございまして、現状かんがみますと、来年の通常国会に公益信託法制の抜本的な改正を盛り込んだ法案を提出す

ることは困難であると言わざるを得ない状況でございます。

そこで、公益信託制度の抜本的な改正に関する法案につきましては、来年度以降のしかるべき時期に提出することを目途といたしまして、それまでの間は、あくまでも暫定的にはございますが、現行の主務官庁制を前提とした上で、収益信託に関する信託法を全面的に改正するというに伴いまして、付随的に必要とならざるを得ない修正にとどめることとし、その内容については次回部会においてお諮りすることとしたいと思っております。

以上でございます。

- それでは、公益信託につきまして、今のような事情でございますので、基本的な方針というんでしょうか、そういうことについて御議論いただければと思います。

いかがでしょうか。

〇〇委員、どうぞ。

- 公益信託につきましては、先ほど〇〇幹事がお話しされたように、公益法人制度と非常に密接に関係する制度でありますので、その動向を見て判断するということであることと、それと、とりあえずということで、主務官庁制を廃止するという方向性については全然異論はございません。

ただ、信託業界にとっても公益信託というのは非常に重要な商品の1つでもありますので、公益信託の制度を議論するに際しては、私どもの方が意見を述べさせていただく機会を与えていただきたいと、そういうことでございます。

- ほかに、いかがでしょうか。

〇〇委員。

- 私ちょっと理解が足りなくて、この現行法では公益信託の引き受けについては受託者は主務官庁の許可を受くることを要すと。主務官庁制を廃止した場合ということのイメージなんですが、どういうことになるのかということで、少し言葉を補足してくださるとありがたいんですが。

- そこは、目的信託という制度を導入することを考えておきまして、それが、現在、公益法人法制で考えられております非営利法人に対応するものかと承知しております。

公益信託というのは、その上で、公益目的のものについては税制の特典を与えるという、税の特典を与えるかどうかという認定の問題になるのではないかとというふうに考えておりますので、そういう意味で言いますと、主務官庁制をなくすということになりますと、基本的に、あとは税制の問題ということになるのではないかと考えているところでございます。

ただ、期間制限とか、そういうところにつきまして若干信託法上の手当てが必要かと考えているところでございます。

- 〇〇委員のされた意図といいますかお聞きになりたい点は、非常にもしかしたら広いものなのかもしれませんけれども、例えば公益性をどういうふうに認定するのかとか、そういうことなのかもしれませんけれども、細かいことはまたいずれ継続というんでしょうか、また今後議論していただくことになるとは思いますけれども、公益法人法制との比較で、本当にそのとおり全く同じ形で公益信託が認められることになるかどうかわかりません

けれども、公益法人の方のイメージを申し上げますと、主務官庁制がなくなることによって、各主務官庁が今まで許可をしていたものがなくなると。

ただ、公益性のある法人ということで、一定のガバナンスのもとで一定の税の優遇措置を受ける法人というのは、今後も非営利法人の制度の中で認められるんですが、その際の公益性の認定は、主務官庁ではなくてある種の独立した機関、第三者機関などと呼んでいます。そういうところが認定をするというふうに、一応考えられています。

大体それと同じようなことが公益信託の場合にも認められるのではないかというふうなイメージを、個人的には思っておりますけれども、今後の議論ですね、それは。

- そこにつきましては、〇〇委員からの方からもおっしゃいましたように、将来公益信託法制の枠組みをつくるに当たりましては、また皆様の御意見を拝聴する機会を設ける方向で検討していきたいと考えております。
- 基本的な方針として、今のようなことでよろしいでしょうか。
それでは公益信託のことは、そういうことでよろしいのではないですか。

第3 第27回信託法部会（平成17年12月16日）

〔部会資料26〕

第70 公益信託について

1 公益信託の取扱いについて

現行法が採用する主務官庁制（主務官庁による監督（同法第67条）等）については廃止するものとする。

（注1）改正法案の国会の提出時期については、諸般の事情を踏まえて、なお検討する。

2 受益者の定めのない信託（目的信託）との関係について（1に基づき主務官庁制が維持されたことを前提とする。3も同じ。）

目的信託と公益信託との関係は、以下のとおりとする。

(1) 公益信託とは、目的信託のうち「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする」として、主務官庁が存立を許可（現行法第68条参照）したものをいうものとする。

(2) 公益信託については、目的信託とは異なり、存続期間の制限を設けないものとする。

3 その他の規定の整備について

(1) 公益信託の検査・公告（現行法第69条関係）

主務官庁による公益信託の検査（第1項）、信託事務及び財産の状況の公告（第2項）に関する規定の趣旨を維持するものとする。

(2) 公益信託に関する主務官庁の権限（現行法第70条から第72条まで関係）

ア 公益信託については、信託法の規定により裁判所が有する権限は、主務官庁に属するものとする。

イ 信託の変更、受託者の解任、新受託者の選任、信託財産管理人・信託財産法人管理人の選解任及び信託管理人の選解任については、主務官庁が職権でも行うことができるものとする。

(3) 公益信託の継続（現行法第73条関係）

公益信託の終了原因が生じた場合において、当該信託に係る残余財産の帰属権利者が存しないときは、主務官庁は、その信託の本旨に従い、当該信託の目的に類似する目的のために、信託を継続させることができるものとする。

（注2）上記のほか、公益信託の特性を踏まえて、所要の規定を整備するものとする。

<説明>

公益信託について主務官庁制を当面維持することとした場合には、受益者の定めのない信託として、公益信託と目的信託の2つの信託が存在することになる。そこで、両者の関係をどのように考えるべきかが問題となる。

目的信託では、目的に関する特段の制限を設けていないから、「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益」を目的とした目的信託を設定することも可能であると考えられ、公益信託は、「主務官庁が公益目的を有するとして

その存立を許可した目的信託」をいうことになると考えられる（したがって、主務官庁が公益信託として許可しなかったものについては、現行法下とは異なり、目的信託として存続することが可能となるものと考えられる。）。

なお、目的信託については、20年を超えて存続できないという提案をしている（第69参照）。目的信託についてこのような期間制限を設けているのは、長期間にわたって処分されない財産を創り出す可能性があることに関する懸念に配慮したものであるが、主務官庁が公益性を有すると判断したものについてまで、このような期間制限に服せしめることには合理的な理由がないと考えられる（現在の公益信託についても期間制限は設けられていない。）。そこで、提案2(2)では、公益信託については、目的信託とは異なり、存続期間の制限の適用はないものとしている。

さらに、提案3及び（注2）のとおり、現行法の規定の趣旨を基本的に維持した上で、私益信託の改正に応じて必要な限度で所要の規定を整備するものとする。

〔議事録〕

- 公益信託についてでございます。

公益信託につきましては、前回の部会におきまして、現行の主務官庁制を廃止すること、ただしその時期については公益法人法制の改正の動向及び内容を踏まえて、来年度以降のしかるべき時期として、それまでの間は、あくまでも暫定的にはございますが、主務官庁制を初めとする現行法の実質を変えないとすること、ただし私益信託分の全面改正を踏まえまして、実質を変えないために最低限必要となる調整規定を設けるとすることについて、御了解をいただいたところでございます。

このような御了解を踏まえまして、今回の改正におきましては、公益信託のいわば上位概念として、20年間の期間制限のもとでの目的信託制度を導入される方向であるということに伴いまして、まず、公益信託については、一定の公益目的を有するとしてその存立を主務官庁が許可した目的信託を言うものとする。それから第2点目として、公益信託については期間制限を設けないとすること。2に書いてございますが、この2点を規律として設ける必要が出てくるかと思えます。

それ以外の点については、私益信託の改正に応じまして、必要な限度で所要の規定を整備することとしたいと。基本的には現行法を当面維持していくことを提案するものでございます。以上です。

- これはある意味の基本的な方針についての御意見ということですが、いかがでしょうか。

応急措置的なもので、公益法人制度の方の公益性の認定についての枠組みができた段階で、しかるべき改正をするということ。

これは、よろしいですね。ほかに、なかなかちょっとありようがありませんので。

それでは、これも御承認いただいたということで、めでたくというか一応終わったということになりますか。

第4 信託法改正要綱（平成18年2月8日）

〔要綱〕

第69 公益信託について

1 受益者の定めのない信託（目的信託）との関係について

- (1) 公益信託とは、目的信託のうち「学術、技芸、慈善、祭祀、宗教その他公益を目的とする」として、主務官庁が存立を許可（現行法第68条参照）したものをいうものとする。
- (2) 公益信託については、目的信託とは異なり、存続期間の制限を設けないものとする。

2 公益信託の検査・公告

主務官庁による公益信託の検査（現行法第69条第1項）、信託事務及び財産の状況の公告（同条第2項）に関する規定の趣旨を維持するものとする。

3 公益信託に関する主務官庁の権限

- (1) 公益信託については、信託法の規定により裁判所が有する権限は、主務官庁に属するものとする（現行法第72条）。
- (2) 信託の変更、受託者の解任、新受託者の選任、信託財産管理者・信託財産法人の管理人の選解任及び信託管理人の選解任については、主務官庁が職権でも行うことができるものとする（現行法第70条・第72条）。

4 公益信託の継続

公益信託の終了原因が生じた場合において、当該信託に係る残余財産の帰属権利者が存しないときは、主務官庁は、その信託の本旨に従い、当該信託の目的に類似する目的のために、信託を継続させることができるものとする（現行法第73条）。

(注) 公益信託についての主務官庁制は維持することを前提としている。もともと、当該許可制の廃止に関しては、公益法人法制に関する改正動向を踏まえ、引き続き検討するものとする。

以 上